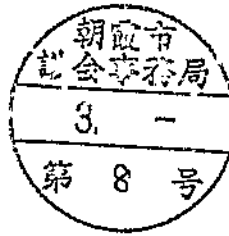


様式第10号（第5条関係）



令和3年4月7日

朝霞市議会議長 様

議員名 内田淳

政務活動費収支報告書（議員用）

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和2年度（令和2年4月分～令和3年3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
政務活動費	240000-	(a) 20000 × 12ヶ月
利子等		
合 計	240000-	

2 支出

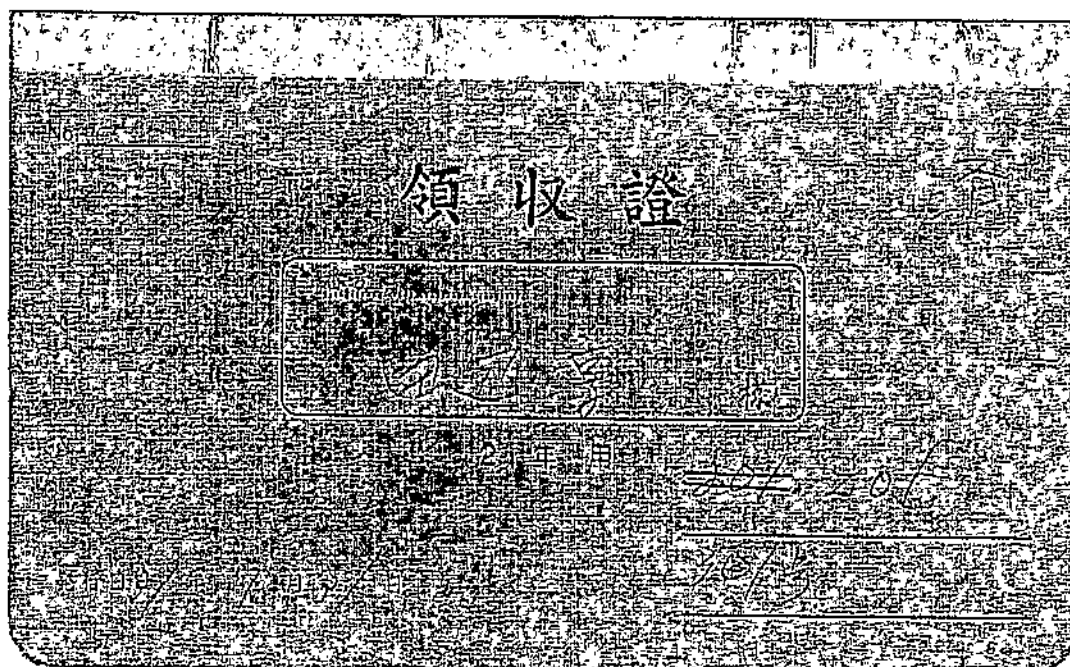
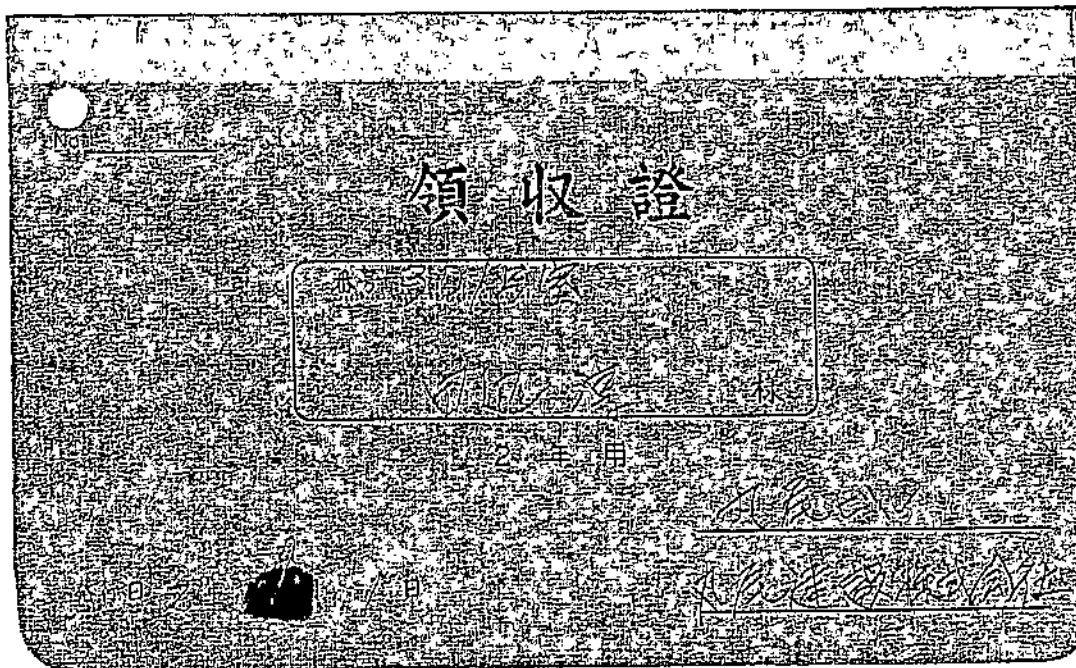
（単位：円）

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費	240000-	西暦1-7-17-301号
合 計	240000-	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

0 円



2年 5月分	2年4月27日 受取りました	2015年 領収 印 30/4	100,000 8,140
2年 6月分	2年5月30日 受取りました	2015年 領収 印 30/5 2015年 領収 印 20/5	100,000 8,140 9,400
2年 7月分	2年6月29日 受取りました	2015年 領収 印 30/6	100,000 8,140

2年 8月分	2年7月30日 受取りました	2015年 領収 印 30/7	100,000 8,140
2年 9月分	2年8月31日 受取りました	2015年 領収 印 30/8	100,000 8,140
年 月分	他家賃帳へ更新 年 月 日 受取りました	領収 印 30/8	更新

契約条件

領収印鑑

収入印紙

収入印紙

2020年 9月 1日
至 2023年 8月 31日

内 訳

1ヶ月 家賃、消費税 ¥ _____

¥ 80,000 + 10% 8,000 = 毎月 ¥ 88,000




備考 この領収証は二年間通用致し金銭の受授については最も必要なものでありますから大切に保管して下さい。

契 約 事 項

1.

1. 保証金の有無にかかわらず毎月 末 日限りこの領収証と共に相違無く持参の事を確約致します。

田 辺 淳 様

乙年 9月分	乙年 8月末日 受取りました	領 収 印 鑑	¥188,000.- 
乙年 10月分	乙年 9月30日 受取りました	領 収 印 鑑	¥80,000.- ¥80,000.- 
乙年 11月分	乙年 10月31日 受取りました	領 収 印 鑑	¥80,000.- ¥80,000.- 

2年 12月分	2年1月30日 受取りました	領収 印 7 6,100,000 7-13-66	
2年 1月分	2年12月28日 受取りました	領収 印 7 8,000,000 7-13-66	
3年 2月分	3年1月30日 受取りました	領収 印 7 8,000,000 7-13-66	

3年 3月分	3年2月28日 受取りました	領収 印 7 8,000,000	
3年 4月分	3年2月2日 受取りました	領収 印 7 8,000,000 7-13-66	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印	

預り金3万円以上
償却
黒17の2印紙
有17の1印紙
(借主保留済印)

店舗賃貸借契約書

物件の表示	所在地	朝霞市元原1丁目7番12号		
	名称・室番号	丸尾ビル 3階 301号室		
	面積			
	構造	鉄骨造 音 建 標		
賃料	(うち消費税6,000円也)	管理費	(うち消費税4,000円)	
	借ヶ月 75,000円也	共益費	金 5,000円	
保証金 敷金	(うち消費税.....円也)	金	(うち消費税.....円也)	
	金 400,000円也		金	
但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い質権設定等に供することを禁ずる。口本証をもって預り証とする 口別紙預り証を発行する				

貸主 丸尾建設株式会社 (以下甲と称す)

借主 田辺淳 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを買借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は平成29年9月1日より平成32年8月31日迄向う3年間とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡の際は自費をもって原形に復すか或は無機にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を受しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
- 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
 - 3) 乙が賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合。本件建物焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償をしなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠った時は、貸主は 金をもってこの弁済に充当することができる。

第 9 条 乙の都合により本契約を解除する時は 3 ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠った場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降 3 月分の家賃を支払わなければならない。

第 10 条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 11 条 本件に関し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 12 条 (特約条項)

引取の通り、店よりへ有り

尚 (保証金については、償却無とする)

更新料の未払い
更新料の年費料 10,000円に消費税 8% 有り

上記契約の証として、本契約書を 通作成し各当事者署名捺印の上各一通を保有する。

平成 29 年 8 月

日 丸尾建設株式会社

貸主 住 所 代表取締役 尾 幸 和
氏 名 (甲) 埼玉県朝霞市三原1丁目8番56号

借主 現住所 埼玉県朝霞市三原1-12-24
氏 名 (乙) 田 史 彦

連帯保証人 現住所 [Redacted]
氏 名 [Redacted]

() 第 号

取引業者 住 所
氏 名

取引主任者 第 号

預り金 5万円以上
20万円印紙
(印紙貼りの
宛封書に封入)

貸室賃貸借契約書

所在地 〒100-0001 東京都千代田区千代田(丸の内線)

住宅の一部 量 / 室 (号室) 契約人員 名

賃料 一ヶ月 金 50,000円 (消費税 別途)

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は 令和 2 年 9 月 1 日 より 令和 5 年 8 月 31 日 迄の日を以て一年間とする。契約期間更新の際には、右は甲に於ては賃料、敷金、保証金の有無にかかわらず、更新の旨を通知し、乙はこれを承諾し、契約期間を更新すること出来る。
- 第 2 条 乙は翌月分の賃料を毎月 入 日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支払うこととする。万一、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞りした場合は、甲は即時明け渡しを要するものとす。
- 第 3 条 貸室は現状のまま、居住のみを目的として使用することとし、甲の文章による承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転賃貸借等の改造造作・模様替え等の現状を変更してはならない。尚、明け渡しの際は、原状回復費用として (口賃金) の有無にかかわらず、敷金、保証金より 50% 償却するものとする。或いは甲の承諾の上、無償にて敷金するものとする。
- 第 4 条 乙の都合により、本契約を解除する時は、3ヶ 前 に通告し、期間終了と同時に乙は完全に賃室を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対にしないこと。但し、この際甲は前家賃を期間内に応じ精算し、敷金、保証金は乙に返還すること。
- 第 5 条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上、定めるものとする。
- 第 6 条 乙は故意過失を問わず建物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害賠償をしなければならぬ。
- 第 7 条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に請求しないこと。
- 第 8 条 乙が無断不在一ヶ月以上に及び、或は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除され、甲は立会の基に任意室内運留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上、賃料に充当するも異議なきこと。
- 第 9 条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を承諾する。
 - ① 自ら (以下総称して「反社会的勢力」という) ではないこと。
 - ② 自らの役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいふ) が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用せず、この契約を締結するものではないこと。
 - ④ 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

第 10 条

乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。

- ① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- ② 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を入りさせること。
- ④ 本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。
- ⑤ 近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育すること。

第 11 条

甲又は乙の一方について、次のいずれかの場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- ① 第 9 条の確約に反する事実が判明したとき。
- ② 第 9 条の確約に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。

第 12 条

乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならぬ。

第 13 条

連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとす。

第 14 条

本件に関する紛争を生じた場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 15 条

特約条項 / 別紙 1 号 あり ①、⑤
その他共同住宅管理規約事項

「備考 更新時 事務手数料 3,000円」
上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。
年 月 日

貸主 (甲)	住 所	氏 名	氏 名	登 録 番 号	第	号	氏 名
	<u>丸尾建設株式会社</u>	<u>丸尾 建一</u>	<u>丸尾 建一</u>	<u>東京都中央区本町三丁目3番1号</u>			
借主 (乙)	住 所	氏 名	氏 名	登 録 番 号	第	号	氏 名
	<u>埼玉県川口市三本木二丁目1番24</u>	<u>梅田 博</u>	<u>梅田 博</u>	<u>埼玉県川口市三本木二丁目1番24</u>			
連帯保証人	住 所	氏 名	氏 名	登 録 番 号	第	号	氏 名
	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u>			
仲介人	住 所	氏 名	氏 名	登 録 番 号	第	号	氏 名
	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u>			

敷金・ 保証金 預り証
金 500,000円 也。口敷金・口保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。
 貴殿との本契約解除に際し本物件明け渡しの際、貴殿が本賃貸に関する一切の債務を清算したのちに間違いなく御返し致します。
 尚、上記金額に対し賃料に充当又は、貴殿の債務支払い並びに賃借設定等に使用される事は、固くお断り申し上げます。

別紙特約事項

- 壹 本契約は 年契約とあるも但し一時貸契約とすること。
- 貳 本契約期間が満了し更新契約する場合物価事情や近隣との比較等により賃借料の値上がりすることあり（甲乙合議の上）
- 参 水洗トイレ・壁・床・窓・流し等付帯設備に関して不注意による故障修理は一切（乙）の負担とする。
- 四 借主（乙）は貸室の内外に釘打ちや接着剤等で物品取付は絶対しないものとする必要の場合は必ず貸主（甲）の許可を得てやることでない（第六条に該当する）
- 五 本契約解除等の際（乙）は賃賃の設備は現状の状態に戻し金銭等の要求は一切せず無条件にて（甲）に明け渡すこと。

丸尾ビル 三〇一室

令和 平 2年8月 31日

住所
貸主（甲）氏名

丸尾建設株式会社
代表取締役 尾津和
埼玉県朝霞市三原二丁目八番五号

住所
借主（乙）氏名

埼玉県朝霞市三原
田 川 浩

1-12-24